

<案>

平成23年度事業評価書

平成 23 年 9 月
金 融 庁

目 次

第1部 事後事業評価書（過去に事前評価を実施し、効果が発現した事業）

I 事後事業評価の実施に当たって

1. 事後事業評価の目的等 2
2. 事後事業評価書の記載内容 2
3. 事後事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見 3

II 各事業の事後評価結果

1. 公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの追加機能構築 5

第2部 成果重視事業に係る事後評価書

I 成果重視事業に係る事後評価の実施に当たって

1. 成果重視事業について 10
2. 成果重視事業に係る事後評価の目的 10
3. 成果重視事業に係る事後評価書の記載内容 11
4. 成果重視事業に係る事後評価に関する有識者会議メンバーによる
意見 12

II 各成果重視事業の事後評価結果

1. 金融庁業務支援統合システムの開発 14

第 1 部 事後事業評価書

(過去に事前評価を実施し、効果が発現した事業)

I 事後事業評価の実施に当たって

1. 事後事業評価の目的等

事業評価は、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の財政支出を伴うものについて、事業を実施する事前の時点で、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討することにより、効率的で質の高い施策の選択に資するものです。また、必要に応じ、事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証することにより、以後の政策評価や企画立案に活用するものです。

金融庁においても、政策評価をより一層予算に活用する観点から、過去に事前事業評価を実施し、効果が発現した事業のうち主なものを対象として、事後的に事業評価を実施することとしました。

2. 事後事業評価書の記載内容

事後事業評価の実施に当たっては、具体的な成果を踏まえ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下「法」という。)において示されている事業の必要性、有効性、効率性等の観点(注)から評価を行いました。

(注)「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定)

- 必要性の観点…政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか。
- 有効性の観点…得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係が明らかか。
- 効率性の観点…政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。

また、各事業の事後事業評価の記載に当たっては、以下の項目について説明を行いました。

(1) 事業の概要及び実施内容

各事業の目的を達成するために実施する具体的な事業内容について説明しました。

(2) 事業の目的

各事業が何を対象として、何を達成しようとするものなのかについて説明しました。

(3) 達成目標及びその設定の考え方等

各事業の事前事業評価を実施した際に設定した達成すべき目標等について説明しました。

- ①達成目標
- ②目標設定の考え方
- ③測定指標
- ④目標の達成度合いの結果

(4) 事業の事後評価

上述のとおり、具体的成果を踏まえ、法に示されている必要性、有効性、効率性等の観点から検証することとし、その際、次の各項目に沿って分析し、説明することとしました。また、各事業の効果の分析に当たっては、可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めました。

- ①具体的成果
- ②必要性の観点
- ③有効性の観点
- ④効率性の観点
- ⑤総括的評価

(5) 学識経験を有する者の知見の活用

各事業の事後評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

(6) 注記（評価に使用した資料等）

評価に当たって使用した資料等を記載しました。

3. 事後事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見

Ⅱ 各事業の事後評価結果

1. 事後評価の対象とした事業の名称

公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの追加機能構築

【関連する施策（平成 20 年度金融庁政策評価実施計画）】

施策Ⅱ－２－（５） 「公認会計士監査の充実・強化」

2. 事業の概要及び実施内容

本コンピュータ・システムは、平成 18 年から実施された新公認会計士試験の円滑な実施に向けて 17 年度及び 18 年度に開発したものであり、18 年 1 月から随時運用を開始していますが、短答式試験を年複数回実施すること等に対応する機能を追加することとしました。

このため、20 年度に本追加機能の開発を行い、平成 22 年試験からの短答式試験の年複数回実施等に向けて運用を開始しました。

（単位：千円）

	20 年度	21 年度	22 年度
予算額	148,000	34,665	163,651
決算額	106,256	33,711	106,553

3. 事業の目的

公認会計士の質とともに多様な人材を確保するため、15 年に公認会計士法の改正が行われ、平成 18 年試験から新制度による公認会計士試験が実施されていますが、四半期報告書や内部統制報告書の導入等に伴い監査業務の範囲が拡大しているほか、企業・行政機関・公益法人等においても、公認会計士に対するニーズは一層高まっています。

こうした中、公認会計士法改正法案（19 年 6 月に成立）に対する国会の附帯決議において会計監査を担う有為な人材を確保、育成するため、公認会計士試験の実施の更なる改善に努めることが求められております。また、我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ「中間論点整理（第 1 次）」（19 年 6 月 13 日）において、会計サービスの充実のための人材の育成・裾野の拡大が指摘されております。

これらを踏まえ、公認会計士試験実施検討小委員会の下に設置した公認会計士試験実施検討グループにおいて、受験者の受験の機会を増加させることを目的として短答式試験をそれまでの年 1 回から複数回実施すること等の公認会計士試験の実施面での改善に向けた検討を行った結果、平成 22 年試験からの年 2 回化を決定しました。

本事業では、短答式試験の年 2 回化に伴って増大する試験実施事務の効率化・円滑

化を図っていくものです。

4. 達成目標及びその設定の考え方等

(1) 達成目標

本コンピュータ・システムに必要な機能を追加開発することにより、短答式試験の年2回化に伴って増大する試験実施事務の効率化・円滑化を図ること。

(2) 目標設定の考え方

本コンピュータ・システムは、短答式試験を年1回実施することを前提に構築されていましたが、平成22年試験から短答式試験を年2回実施するにあたり、必要な機能を追加開発することにより、引き続き本コンピュータ・システムを利用することが可能となり、適切かつ効率的に試験を実施することができます。

(3) 測定指標

公認会計士試験実施状況

(4) 目標の達成度合いの結果

平成22年試験から短答式試験を年2回実施することにより、受験願書受付から短答式試験合格発表までの一連の業務も1回分増加することとなりました。本コンピュータ・システムは短答式試験を年1回実施することを前提として設計されていたことから、そのままの状態では平成22年試験以降の試験において本コンピュータ・システムを利用することができず、追加的に発生する業務については全て手作業で処理する必要がありましたが、必要な機能を追加開発することにより、本コンピュータ・システムを利用することが可能となりました。

本コンピュータ・システムが利用可能となったことにより、一連の業務を手作業で処理する場合と比較すると、大量の情報を体系的に処理することができ、さらには正確性も担保されることから、平成22年試験以降の試験における事務についても適切かつ効率的に実施することが可能になったと考えています。

5. 事業の事後評価

(1) 具体的成果

平成22年試験から短答式試験を年2回実施しているところ、同年の試験においては願書提出者数が大幅に増加しました。本事業において、必要な機能を追加開発したことから、引き続き本コンピュータ・システムを利用することが可能となり、願書受付から合格発表までの一連の業務を適切かつ効率的に行うことができました。

【公認会計士試験実施状況】

試験	回	願書提出者数	論文式受験者	論文式合格者
平成 18 年	-	20,796	9,617	3,108
平成 19 年	-	20,926	9,026	4,041
平成 20 年	-	21,168	8,463	3,625
平成 21 年	-	21,255	6,173	2,229
平成 22 年	I	17,583	5,512	2,041
	II	20,777		

(2) 必要性の観点

公認会計士・監査審査会は、上記(1)に示すとおり、多くの受験生を擁する公認会計士試験を年1回以上実施する必要があるとあり、限られた人員及び予算の下で、適切かつ効率的に実施するためには、本コンピュータ・システムを利用することが不可欠です。

本コンピュータ・システムを引き続き利用しつつ、短答式試験を年2回実施するためには、本事業において年2回化に対応するための機能を追加開発することが必要でした。

(3) 有効性の観点

公認会計士試験は、上記(1)に示すとおり、多くの受験生を擁する国家試験であることから、限られた人員及び予算の下で、適切かつ効率的に実施するためには、本コンピュータ・システムを利用することが不可欠です。

公認会計士試験を適切かつ効率的に実施することを支援することを目的として構築された本コンピュータ・システムを引き続き利用することを可能とするため、本事業により、必要な機能のみを追加的に開発することは有効な手段でした。

(4) 効率性の観点

本事業において本コンピュータ・システムに追加的な機能開発を行い、平成22年試験から短答式試験を年2回実施するための対応をとったことにより、限られた人員及び予算の下で、適切かつ効率的に事務処理を行うことが可能となりました。

(5) 総括的評価

本事業において、平成22年試験から短答式試験を年2回実施するにあたり、本コンピュータ・システムに必要な機能を追加開発しました。

本事業により、限られた人員及び予算の下で、上記(1)に示すとおり、多くの受験生を擁する公認会計士試験を、適切かつ効率的に実施することができ、当初の目標は達成できたものと考えています。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

「政策評価に関する有識者会議」

7. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 平成 22 年公認会計士試験第 I 回短答式試験の出願状況について（公認会計士・監査審査会事務局 平成 21 年 11 月 30 日）
<http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/shutsugan22a.html>
- ・ 平成 22 年公認会計士試験第 II 回短答式試験の出願状況について（公認会計士・監査審査会事務局 平成 22 年 4 月 23 日）
<http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/shutsugan22b.html>
- ・ 平成 22 年公認会計士試験の合格発表について（公認会計士・監査審査会事務局 平成 22 年 11 月 15 日公表）
http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/ronbungoukaku_22.html

8. 担当課室名

公認会計士・監査審査会事務局総務試験室

第2部 成果重視事業に係る事後評価書

I 成果重視事業に係る事後評価の実施に当たって

1. 成果重視事業について

成果重視事業は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）に掲げられた、成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度改革を定着させるための取組みの一つであり、「モデル事業」（注）を試行から一般的取組みに移行させる第 1 ステップとして平成 18 年度予算から創設されたものです。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）においては、その取組みについて、引き続き進めることとされています。

成果重視事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」において、「モデル事業」の基本的枠組みを維持しつつ、政策評価との連携を強化したものととして、

- ① 事業の各府省の政策体系上の位置付けを明確にし、事業ごとの定量的な目標のほか、当該事業に係る施策単位でもアウトカム（国民生活にとっての成果）に着目した目標を設定する
- ② 各府省は、平成 17 年度予算に引き続き、自主的な取組を通じて「成果重視事業」の追加を図る

などとされています。

（注） モデル事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）において、

- ① i) 定量的な達成目標であり、達成期限・達成手段が明示されていること
ii) 何をもって「達成」とするか、評価方法が提示されていること
iii) 目標期間は 1～3 年程度とし、各年度ごとの達成目標が明らかにされていること
の三つの要件に合致した政策目標を設定する
- ② 政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じ、予算執行の弾力化を行い、各府省は、弾力化に伴う効率化に応じ、これを予算に反映する
- ③ 複数年度にわたるモデル事業については、国庫債務負担行為等の活用により、複数年度にわたる予算執行に支障のないようにする

こととされています。また、モデル事業の事後評価については、上記閣議決定において、「計画期間終了後及び各年度ごとに、目標の達成状況等について政策評価や予算執行調査等の評価を行い、国民への説明責任を果たす。」とされています。

2. 成果重視事業に係る事後評価の目的

成果重視事業については、上述のとおりモデル事業の基本的枠組みを維持することとされており、計画期間終了後及び各年度ごとに、目標の達成状況等について政策評

価や予算執行調査等の評価を行い、国民への説明責任を果たすため事後評価を実施することとしています。

3. 成果重視事業に係る事後評価書の記載内容

成果重視事業に係る事後評価の実施に当たっては、具体的な成果を踏まえ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「法」という。）において示されている事業の必要性、効率性、有効性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）

- 必要性の観点…政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか。
- 有効性の観点…得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係が明らかか。
- 効率性の観点…政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。

また、各事業の事後事業評価の記載に当たっては、以下の項目について説明を行いました。

（1）成果重視事業の概要

各事業の事業内容について説明しました。

（2）対象期間

各事業の取組み期間について説明しました。

（3）達成目標及びその設定の考え方

各事業の事前事業評価を実施した際に設定した達成すべき目標等について説明しました。

①達成目標

②目標設定の考え方

（4）目標の達成度合いの結果

達成目標に対する達成度合いを説明しました。

（5）予算額等

各事業の対象期間中の予算額、支出済額、予算執行の弾力化措置等について説明しました。

（6）予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

成果重視事業においては、政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じた予算執行の弾力化を行うこととされており、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果について説明しました。

(7) 進捗状況及び今後の見通し

あらかじめ設定した達成すべき目標の達成状況について評価を実施した結果、その進捗度合い及び今後の見通しについて説明しました。また、達成状況が芳しくない場合には、原因分析を行い、今後の改善策等について説明しました。

4. 成果重視事業に係る事後評価に関する有識者会議メンバーによる意見

Ⅱ 各成果重視事業の事後評価結果

1. 成果重視事業の名称

金融庁業務支援統合システムの開発

【関連する施策（平成 22 年度金融庁政策評価実施計画）】

業務支援基盤整備に係る施策 2 - (1) - ①

「行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進」

2. 成果重視事業の概要

「今後の行政改革の方針（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）」において、各府省は業務・システム最適化計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施し、経費や業務処理時間の削減などの効果を上げることとされています。

金融庁においては、検査、監督、証券取引等監視等の各業務を支援するシステムとして、現状、①金融検査監督データシステム、②金融庁統合モニタリング・分析システム、③証券総合システムの 3 システムがあり、これらの各システムの調達、開発及び運用はシステムごとに個別に実施していますが、これらを統合して再構築することにより、統合後の次期システムの調達、開発及び運用の合理化を推進し、当該業務に係る経費と業務処理時間の削減などの効果を上げることとしています。

また、この統合により各局内、各局間、各局と財務局等の間において、適切なアクセス管理の下、相互に情報を利用できる仕組みに改善します。

上記については、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等に関する業務・システム最適化計画」（金融庁行政情報化推進委員会 平成 18 年 3 月 28 日決定、平成 20 年 8 月 7 日改定、平成 23 年 5 月 16 日改定）に基づき、21 年から 24 年度までの 4 年間で、同システムの設計・開発を行う予定としています。

3. 対象期間

平成 21 年度～25 年度

4. 達成目標及びその設定の考え方

(1) 達成目標

25 年度から単年度で 207,560 千円の経費削減と約 9,450 日の業務処理時間の短縮

(2) 目標設定の考え方

「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）等に基づく最適化効果指標

(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

システム稼働後における目標値（削減経費、削減業務処理時間）の達成度合いは、以下の基準をもって判定するものとします。

達成度合い	目標値に対する実績値の割合	評価
A	100%以上	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

5. 目標の達成度合いの結果

複数年度にわたってシステム構築等を行う事業であり、25年1月の新システム稼働までは事業の実施に伴う効果は発現しませんが、21年度においては、5月に設計・開発事業者と、8月に工程管理支援事業者と請負契約を締結するなど、スケジュールに沿って設計・開発等のためのプロジェクトを開始しました。

21年10月までに要件定義を確定しましたが、設計工程については進捗に遅延が発生したため、当初計画から1年遅れの23年3月に設計工程を完了しました。

6. 予算額等

(単位：千円)

	21年度	22年度	23年度	24年度
予算額	208,457	280,025	280,025	209,848
支出済額	77,357	150,725		
翌年度繰越額	131,100			
予算執行の弾力化措置				
国庫債務負担行為	208,457	280,025	280,025	209,848
繰越明許費				
目の大括り化				

7. 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

複数年にわたるシステムの設計・開発について、国庫債務負担行為を活用し、複数

年契約を締結したことにより、単年度毎に入札・契約を行う場合に比し、費用の低減及び業務の効率化等が図られます。

8. 進捗状況及び今後の見通し

21年2月に「統合システムの設計・開発事業者の調達」の公告（一般競争入札（総合評価落札方式））を行い、5月に設計・開発事業者と請負契約を締結しました。また、設計・開発等の業務を円滑に進めるため、8月に工程管理支援事業者と請負契約を締結するなど、スケジュールに沿って設計・開発等のためのプロジェクトを開始しました。

21年10月までに要件定義を確定しましたが、設計工程については進捗に遅延が発生したため、当初計画から1年遅れの23年3月に設計工程を完了しました。

今後について、23年度に機器等の調達を行い、25年1月の新システム稼働に向けテスト等を進めていく予定です。

9. 担当課室名

総務企画局総務課情報化・業務企画室、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課